

仕様書

1 件 名 保育所特定建築物定期調査業務

2 履行場所 府中市立保育所 10 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 2 項その他関係法令の規定に基づき、特定建築物の定期調査を行い、以下に記す報告書類等を作成、必要に応じ指摘、助言を行う。

調査内容に関することは、「東京都における特定建築物等定期調査報告実務講習会テキスト」及び「特定建築物定期調査業務基準（一般社団法人日本建築防災協会発行）」の最新版を参照のこと。

（１）調査員

調査は、建築基準法第 12 条第 2 項による調査資格を有する者が行わなければならない。

なお、上記資格を証明する書類の写しについては契約開始時に市へ提出すること。

（２）調査内容

ア 敷地及び地盤

イ 建築物の外部

ウ 屋上及び屋根

エ 建築物の内部

オ 避難施設等

カ その他

キ 建築物等に係る不具合等

ク 住吉保育所及び北山保育所については、壁面の打診調査を実施するものとする。

（ア）壁面について打診調査を実施し、外壁仕上材等の浮き、剥離、欠損その他異常の有無を確認すること。

（イ）異常を確認した箇所については、その位置及び状況を記録すること。

ケ 石綿を添加した建築材料

コ 耐震診断及び耐震改修

（３）成果品の提出

各件名につき、アからクまでの事項について報告を行うこと。

ア 定期調査報告書（指摘事項、図面・写真等含む。）

イ 調査結果表

ウ 定期調査報告概要書

エ 定期調査結果所見（指摘事項等の説明）

オ 指摘事項等の写真データ

住吉保育所及び北山保育所の壁面打診調査を実施した場合は、報告書に次の事項を記載すること。

- ・調査実施箇所
- ・調査結果
- ・異常箇所の位置図及び状況写真
- ・必要に応じた所見

報告書は保育所毎に作成すること。

4 その他

当該調査の実施時期は3年ごとに1月から2月までの間に実施する。次回は令和10年度実施予定。

住吉保育所及び北山保育所の外壁打診調査については、令和13年度の実施を想定しているが、受託者との協議とする。

- (3) 作業は、主に平日及び土曜日の9時30分から16時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯（昼食や午睡時間帯等）を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定すること。

別表

定期調査対象建築物一覧

調 査 場 所	所 在 地
北保育所	府中市新町1丁目64番地の1
東保育所	府中市若松町3丁目21番地の4
西保育所	府中市美好町3丁目23番地の1
中央保育所	府中市晴見町2丁目7番地の17
北山保育所	府中市北山町3丁目27番地の9
住吉保育所	府中市住吉町2丁目30番地の47
本町保育所	府中市本町3丁目19番地3
三本木保育所	府中市府中町3丁目23番地の1
美好保育所	府中市美好町2丁目4番地
日吉保育所	府中市是政1丁目10番地14

本町保育所は、R8年12月に移転予定（上記は旧本町保育所の情報であり、新本町保育所についてはしゅん功図等により確認すること。）